

令和 8 年 6 月 1 日

町立小・中学校・幼稚園 保護者 様

内子町教育委員会教育長

学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応について

平素より、保護者の皆様におかれましては、本町の教育行政に対しまして格別のご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、改正気候変動適応法が令和 6 年 4 月より全面施行され、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）について、今年度も、4 月 22 日から運用を開始しています。

つきましては、熱中症事故防止に向けた対応について、別紙のとおり「学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応（基準）」に基づいて対応いたします。ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 送付書類

学校教育活動等における熱中症事故防止に向けた対応（基準）

2 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合	気温が 特に 著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る 重大な 被害が生ずるおそれがある場合（過去に例のない広域的な危険な暑さを想定）
発表基準	暑さ指数情報提供地点いずれかにおいて、日最高 暑さ指数が 33 （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	すべての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高 暑さ指数が 35 以上 となることが予測される場合
発表時間	前日午後 5 時頃及び当日午前 5 時頃	前日の午後 2 時
住民等への周知	なし	法第 19 条第 3 項により周知義務あり ※住民及び関係のある公私団体*
運用期間	令和 8 年 4 月 22 日～10 月 21 日	

* 関係のある公私団体とは… 公共・民間のスポーツ施設、公共・民間の保育施設・幼稚園・教育機関、救急医療関係機関のほか、指定暑熱避難施設の管理者、熱中症対策普及団体等